

4 令和6年度事務事業の概要

(1) 技能功労者褒賞事業

長年、技能労働者として、技術の向上、後継者の育成等、業界の発展に功績顕著で、他の模範と認められる方々を褒賞します。

【褒賞基準】

年齢 60 歳以上で、同一職種の経験年数 30 年以上を有し、技術の向上、後継者の育成等を通じて、指導的立場にある方です。

【対象職種】

大工、石匠、左官、造園師、畳師、建具工、建築塗装工、鳶職、建築板金工、瓦工、表具師、印章彫刻師、漆器工芸師、製靴職、製菓技術師、家具工、染色美術師、桶製造師、理容師、美容師、調理師、鋸目立師、時計修理師、工芸品彫刻工、洋服工、寝具製作工、宝飾師、和裁士、タイル技能工、座敷簾製造工、鉄構士、ブロック建築技能士、電気技能士、自転車モーター整備士、木型工、クリーニング師、洋裁士、食肉技術専門士、配管技能士、写真師

その他これらに準ずる者として市長が特に必要と認めた方

【褒賞式典】

1 1 月 2 3 日（勤労感謝の日）に式典を開催し、褒状及び技能功労章を贈り褒賞します。

褒賞者の推移

年 度	職種数（職種）	褒賞者数（人）
令和 2	4	5
令和 3	3	4
令和 4	4	6
令和 5	6	7
令和 6	8	1 0

(2) 労働相談事業

職業・労働相談

就労相談や、雇用、賃金、労働時間、職場のトラブルなど労働問題全般について、専任の相談員が相談に応じます。

相談日：毎週水曜日 ※祝日は除く。9:00～17:00（12:00～13:00 を除く。）

相談件数の推移

（単位：件）

年 度	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6
職業相談	5	4	6	7	1 0
労働相談	9 8	8 2	1 1 1	9 5	1 4 4
合 計	1 0 3	8 6	1 1 7	1 0 2	1 5 4

※令和元年度からハローワーク求人票は自由閲覧としている。

勤労者心の健康相談

仕事や職場での強い不安、悩み、ストレス等を抱える方を対象に、専門の相談員（産業カウンセラー・心理カウンセラー等）が相談・助言を行います。

相談日：毎月5回 ※祝日は除く。

（原則）第1木曜日 9:30～11:30

第2・第4月曜日 13:00～16:00、第2・第3木曜日 13:00～17:00

（単位：件）

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
相談件数	127	78	123	118	118

若者職業なんでも相談

未就業者やフリーター等を対象に、専門の相談員（キャリアカウンセラー）が、就職・資格取得などについて相談・助言を行います。

相談日：毎月2回 ※祝日は除く。

（原則）第1土曜日 10:00～14:00、第4金曜日 13:00～17:00

（単位：件）

年 度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
相談件数	47	64	87	91	82

労働相談支援事業

仕事や日常生活の悩み・労使間トラブルなどの解決を図るため、弁護士・司法書士・社会保険労務士が相談に応じているNPO法人に委託して行っている相談事業です。

平成16年度に緊急地域雇用創出特別事業として国庫補助を受けて開始し、平成17年度からは松本市単独事業として継続しています。

委託先：NPO法人ユニオンサポートセンター

相談受付件数と内容分類

(単位：件)

年 度	労使関係	金銭関係	不動産	家庭関係	その他	合 計
令和2	3,307	108	60	154	636	4,265
令和3	3,288	96	53	142	435	4,014
令和4	3,041	88	72	128	407	3,736
令和5	2,360	104	119	89	359	3,031
令和6	2,286	87	80	95	266	2,814

労働情報の提供

労働諸情勢の動きや制度・法改正等を掲載した「労政まつもと」の発行を行います。

【労政まつもと】年3回発行 発行部数 各1,000部

令和6年度の発行内容

発行日	主 な 記 事 内 容
R6.6.10 (第159号)	・2024「新社会人激励のつどい」開催 ・第95回メーデー開催 ・仕事と家庭の両立 ハローワーク松本「マザーズコーナー」 ・6月「外国人雇用啓発月間」のお知らせ
R6.10.10 (第160号)	・令和6年度技能奉仕活動の実施 ・中小企業「健康経営」取り組み促進 ・長野県最低賃金が“998円”に引上げ ・奨学金返還費用に係る法人向け補助制度のご案内
R7.2.17 (第161号)	・第52回松本市技能功労者褒章式典開催 ・第62回技能五輪全国大会開催 ・長野県特定（産業別）最低賃金のお知らせ ・令和8年7月から障害者の法定雇用率引上げ

(3) 勤労者福祉事業

勤労者資金融資

勤労者の生活の安定と福祉の向上に資するため、長野県労働金庫松本支店と協調して、資金融資を行います。

融資対象者：組織労働者の場合は、労働金庫会員であること。

未組織労働者の場合は、(一財)松本市勤労者共済会会員又は松本地区暮らしサポートセンターの会員であること。

対象資金：教育、医療、慶弔、災害、生活資金

※生活資金のうち、事業資金、海外旅行資金、投資投機的資金、転貸資金、遊興費等不健全な資金、旧債務返済資金は対象外

融資条件（令和7年3月31日現在）

融資限度額	返済期間	償還方法	利 率	信用保証
300万円	10年以内	元利均等償還	固定 年1.98%～ 変動 年1.68%～	有

※利率は自動車に関する資金の場合

勤労者資金融資の推移

区 分		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
当年度	件 数 (件)	8	2	1	2	0
	金額 (千円)	15,150	4,500	1,730	2,250	0
年度末 残 高	件 数 (件)	32	26	15	15	12
	金額 (千円)	26,491	21,720	15,142	13,238	9,242

松本地区労働者福祉協議会の育成

労働者の各種福祉事業（メーデー、体育大会、文化厚生事業、就職支援事業等）を行っている労働者福祉協議会に補助金を交付し、労働者福祉の充実を図っています。協議会は、地域内の組織・未組織を問わず、広範な労働者福祉活動の推進を目的としています。

構成団体

連合長野松本広域協議会、松本地区労働組合会議、中信地区労働組合協議会、松本地区労働組合連合会、松本地域退職者連合、松本地区退職者の会、長野県労働金庫松本支店、こくみん共済ＣＯＯＰ長野推進本部松本支所、ＮＰＯ法人ユニオンサポートセンター、その他労福協の目的達成に必要と認められた団体

建設国民健康保険の育成

建設事業者の労働組合が行っている健康保険制度に対し、その事務費の一部を補助して、いわゆる一人親方や小規模事業者の安全・安心の充実を図っています。

補助金交付先：松本建設労働組合、松筑建設労働組合

一般財団法人松本市勤労者共済会の育成

中小企業に働く労働者の福利厚生の実現を図るため、市が昭和47年に事務局を労政課内に置き松本市勤労者互助会（平成2年から松本市勤労者共済会）を設立しました。

設立以来、当会の健全な運営を図るため、本市は補助金を交付し支援しています。

なお、当会は平成25年4月一般財団法人に移行し、組織の強化と団体の発展に向け様々な事業に取り組んでいます。

＜令和7年4月1日現在の加入状況＞

事業所数1,337事業所

会員数7,360人

＜事業内容＞

ア 生活安定事業

共済金給付、生活資金融資や中小企業退職金共済の利用促進など

イ 福利事業

バスツアー、各種チケットやレクリエーション施設利用補助など

ウ 健康維持増進事業

人間ドック補助、健康教室など

エ 自己啓発事業

各種教養講座、法律相談など

中小企業退職金共済掛金の助成

国（独立行政法人勤労者退職金共済機構）の中小企業退職金共済に加入する事業主に対し、掛金の一部を補助します。

市の掛金補助制度の概要

対象事業所	補助の対象	補助期間	補助率	補助限度額
市内に事業所を有し常時雇用する従業員数が100人を超えない事業所	新規加入事業所 （既加入事業所においては従業員を追加加入した場合）	各従業員について加入月から1年間	月額掛金の20%	月額 1,000円

補助の推移

区 分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
事業所数(所)	274	289	284	278	287
人数(人)	815	902	863	829	902
金額(千円)	5,196	5,661	5,321	4,897	5,500

特定退職金共済掛金の助成

松本商工会議所と松本市波田商工会の特定退職金共済に加入する事業主に対し、掛金の一部を補助します。

補助金額については、中小企業退職金共済掛金に対する助成と同じです。

補助の推移

区 分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
事業所数(所)	110	103	111	87	85
人数(人)	321	268	281	221	315
金額(千円)	1,469	1,216	1,299	1,043	1,057

勤労者住宅建設資金融資利子補給

勤労者の住宅建設を促進するため、労働金庫から融資を受けて市内に住宅を新築又は増改築した場合、利子の一部を補助します。

交付対象者：毎年1月1日から12月31日までの間に、長野県労働金庫から融資を受けて市内に住宅を新築（購入を含む。）又は増改築した勤労者です。

補給率

対象限度額	借入期間	補給率	補給限度額
借入額の内 300万円	5年を超える場合	5年間の利子総額の20%	60,000円
	5年以下の場合	借入期間利子総額の10%	30,000円

補給状況の推移

区 分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
件数(件)	111	80	56	70	62
金額(千円)	2,395	1,587	978	1,079	1,133

健康経営の普及啓発

勤労者の活力向上や医療費の適正化を目的に、企業が従業員の健康づくりを経営課題と捉え健康増進に努める「健康経営」の取り組みが求められています。松本市では、主として中小企業に対して健康経営の普及啓発を実施し、セミナーの開催や市職員による企業訪問などの取り組みを進めています。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

令和6年度の実施状況

ア 企業訪問86社実施

イ 健康づくりチャレンジ宣言申請企業18社達成

(4) 雇用対策事業

仕事と家庭の両立促進事業

少子高齢化と人口減少の急速な進行により、仕事と生活の調和が社会的な課題となる中、仕事と家庭の両立可能な就業環境を整えることが、男女を問わず必要となっています。

松本市では平成19年度から、ワーク・ライフ・バランスに関するセミナーの開催、両立支援制度や先進企業の紹介、企業や労働者に対する啓発活動など、仕事と家庭の両立を促進するための事業に取り組んでいます。

令和6年度の実施状況

ワーク・ライフ・バランス推進セミナー

ア 開催日

令和7年2月25日（火）

イ 演題

「企業が実施すべきカスタマーハラスメント対策」

ウ 講師

社会保険労務士法人コンビンスアイ 社会保険労務士 齋藤 良 氏

エ 参加者

23名

障害者雇用促進報奨

公共職業安定所等の紹介により、新たに障害者を雇用した事業所の事業主を表彰し、感謝状を贈ります。

従業員300人以下の企業で、法定雇用率を達成していることが条件です。

報奨事業所数等の推移

区 分	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6
事業所数 (所)	16	21	17	26	31
雇用人数 (人)	51	44	47	78	82